

水質検査結果書

管 理 No. D2341535-001 1/2 -1

検査開始日 令和 05年 4月 11日

結果報告日 令和 05年 4月 24日

株式会社 MIZUHA 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)

依頼者	株式会社 MIZUHA 様		
採取日	令和 05年 4月 10日	時刻	12:00
天候	前日 - 当日 -	温度	気温 - 水温 -
受付方法	郵送		
採取者			
試料名	空水機(製造水)		
採取場所	株式会社 MIZUHA 研究室 東京都港区南青山2-13-11		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下
大腸菌	-	不検出	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下(カドミウムの量)
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下(水銀の量)
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(セレンの量)
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(鉛の量)
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(ヒ素の量)
六価クロム化合物	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下(六価クロムの量)
亜硝酸態窒素	mg/L	0.037	0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(シアンの量)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1 未満	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05 未満	0.8mg/L以下(フッ素の量)
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下(ホウ素の量)
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.04mg/L以下
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6mg/L以下

判定	ご依頼いただきました検査項目については、上記水質基準に適合します
----	----------------------------------

検査方法	平成23年3月1日(社)日本水道協会発行「上水試験方法」(2011年版)
備考	<ul style="list-style-type: none">検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号)を参考値として記載試料受付が引取、持込及び郵送の場合、採取に係る事項その他は依頼者の申し出により記入しました※クロロホルム、プロモジクロロメタン、ジプロモクロロメタン、プロモホルム濃度の総和

検査結果書

報告書 No. R11-2023-0713
発行年月日 2023年10月27日

〒107-0062

東京都港区南青山2-13-11 マストライフ南青山5階

株式会社MIZUHA

御中

検査の結果を以下のとおり報告いたします。

検体受理日	2023年10月12日	商品名	---
製造者	---	賞味期限	---
製造場所	---	製造日	---
検査開始月日	2023年10月12日	検査終了月日	2023年10月27日
		販売者	---

項目	結果	基準値	項目	結果	基準値
1 混濁	認めない	認めない	25 ジクロロメタン	0.002 未満	0.02 mg/L以下
2 沈殿物又は固形の異物	認めない	認めない	26 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	0.04 mg/L以下
3 大腸菌群	陰性	陰性/11.1mL	27 ジプロモクロロメタン	0.001 未満	0.1 mg/L以下
4 アンチモン	0.0005 未満	0.005 mg/L以下	28 臭素酸	0.001 未満	0.01 mg/L以下
5 カドミウム	0.0003 未満	0.003 mg/L以下	29 亜硝酸性窒素	0.004 未満	0.04 mg/L以下
6 水銀	0.00005 未満	0.0005 mg/L以下	30 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 未満	10 mg/L以下
7 セレン	0.001 未満	0.01 mg/L以下	31 総トリハロメタン	0.01 未満	0.1 mg/L以下
8 銅	0.01 未満	1 mg/L以下	32 テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01 mg/L以下
9 鉛	0.001 未満	0.05 mg/L以下	33 トリクロロエチレン	0.0004 未満	0.004 mg/L以下
10 バリウム	0.1 未満	1 mg/L以下	34 トリクロロ酢酸	0.002 未満	0.03 mg/L以下
11 ヒ素	0.001 未満	0.01 mg/L以下	35 トルエン	0.04 未満	0.4 mg/L以下
12 マンガン	0.005 未満	0.4 mg/L以下	36 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.005 未満	0.07 mg/L以下
13 六価クロム	0.002 未満	0.02 mg/L以下	37 フッ素	0.08 未満	2 mg/L以下
14 亜塩素酸	0.06 未満	0.6 mg/L以下	38 プロモジクロロメタン	0.001 未満	0.03 mg/L以下
15 塩素酸	0.04 未満	0.6 mg/L以下	39 プロモホルム	0.001 未満	0.09 mg/L以下
16 クロロ酢酸	0.002 未満	0.02 mg/L以下	40 ベンゼン	0.001 未満	0.01 mg/L以下
17 クロロホルム	0.001 未満	0.06 mg/L以下	41 ホウ素	0.1 未満	5 mg/L以下
18 残留塩素	0.04 未満	3 mg/L以下	42 ホルムアルデヒド	0.008 未満	0.08 mg/L以下
19 シアン (シアニド及び塩化シアン)	0.001 未満	0.01 mg/L以下	43 有機物等 (全有機炭素)	0.2 未満	3 mg/L以下
20 四塩化炭素	0.0002 未満	0.002 mg/L以下	44 味	異常なし	異常でないこと
21 1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.04 mg/L以下	45 臭気	異常なし	異常でないこと
22 ジクロロアセトニトリル	0.001 未満	0.01 mg/L以下	46 色度	0.5 未満	5 度以下
23 1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004 mg/L以下	47 濁度	0.2 未満	2 度以下
24 ジクロロ酢酸	0.002 未満	0.03 mg/L以下		-以下余白-	

判定 上記基準項目については基準値に適合する。

基準をはずれた項目

コード		依頼者	
送付先			

備考 1. 結果の基準値及び単位については、食品、添加物等の規格基準 清涼飲料水の成分規格 ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有) の基準と同一。
2. 分析方法は昭和34年12月28日厚生省告示第370号及び平成26年12月22日食安発1222第4号による。
3. クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の分析方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。

水質検査者

--	--	--

